

# 静岡県地域防災計画の修正（案）

平成 1 7 年 6 月 6 日

静岡県

# 概 要

## 1 修正及び追加の概要

今回の地域防災計画の修正及び追加する内容は、以下のとおりである。

### (1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

#### ア 平成17年度組織改正に伴う修正

平成17年度組織改正により、東海地震などの大規模災害発生時の災害応急体制の充実強化を図るため、防災の専任組織として、賀茂、東部、中部、西部の県内4箇所、地域防災局を設置したことに伴い、所要の修正を行う。

#### イ 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の作成に伴う修正

東海地震応急対策活動要領及び平成16年6月の中央防災会議幹事会の申し合わせ事項である「国要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づく、静岡県広域受援計画を作成したことに伴い、所要の修正を行う。

#### ウ その他

- 語句の言い換え
- 組織変更等に伴う名称の修正
- その他所要の修正

### (2) 富士山の火山防災計画の追加

平成16年6月の富士山火山防災協議会において、富士山火山ハザードマップ及び火山防災対策の基本的な考え方が承認されたことを踏まえ、富士山が噴火した場合の、避難対策などの防災対策について記述した富士山火山防災計画を一般対策編に追加する。

### (3) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

#### ア 市町合併に伴う修正

市町合併による市町域の変更に伴い、所要の修正を行う。

#### イ その他

- 組織変更等に伴う名称の修正
- その他所要の修正

## 2 修正手続きの流れ

日 程	内 容
平成17年 ～5月中旬	関係機関への意見照会・回答の集約、消防庁への事前協議
5月13日	地震対策推進幹事会開催（庁内）
5月18日	地震対策推進会議（庁内）
6月6日	静岡県防災会議開催⇒ 計画修正の承認
防災会議終了後	内閣総理大臣への修正協議

# (1) 地域防災計画(一般対策編、地震対策編)の修正 ア 平成17年度組織改正に伴う修正

## 1 平成17年度組織改正の概要

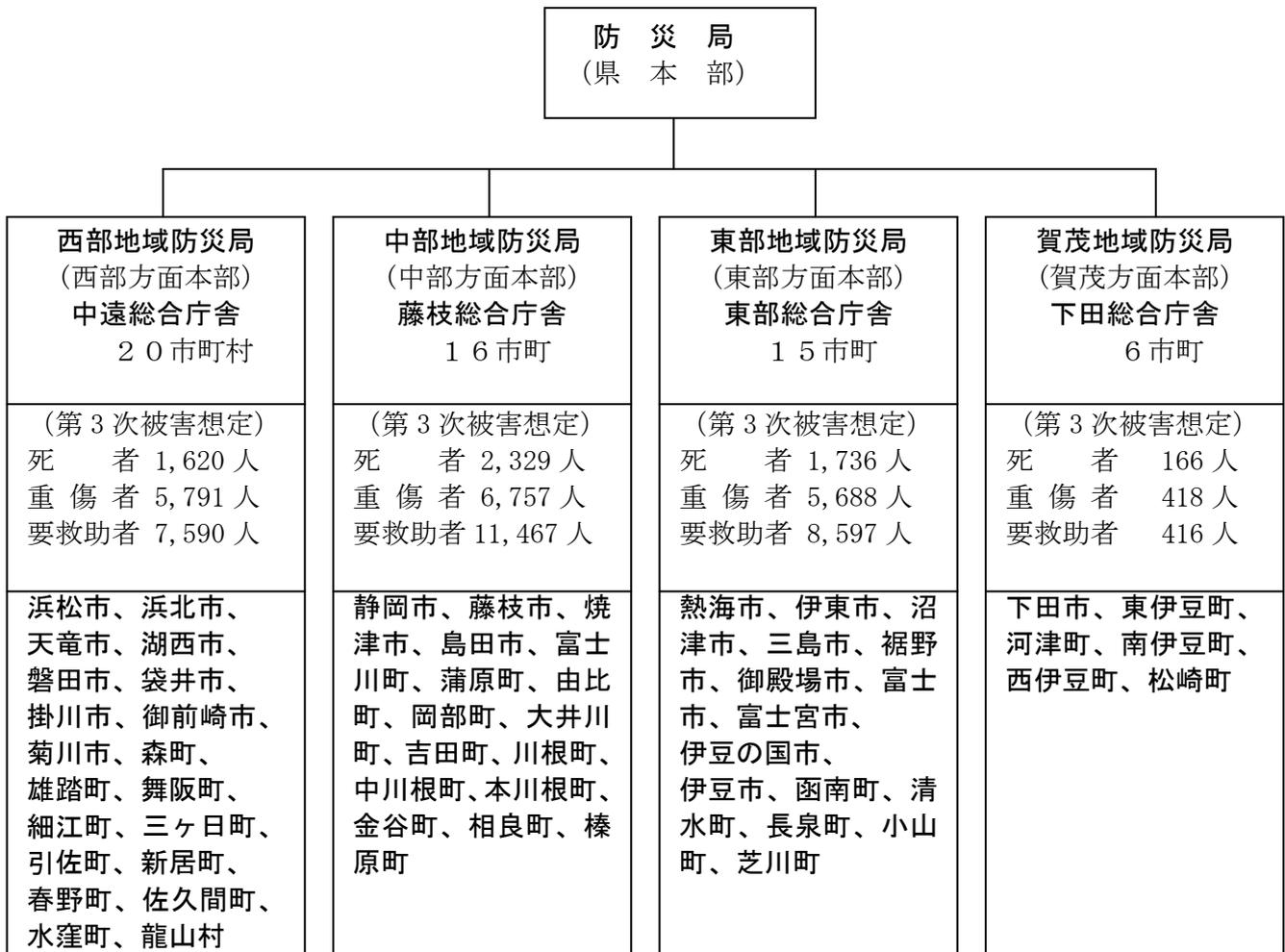
### (1) 本部・4方面本部体制への移行

東海地震発生時等における災害応急体制を強化するため、専任の防災組織として、地域防災局を賀茂(下田総合庁舎)、東部(東部総合庁舎)、中部(藤枝総合庁舎)、西部(中遠総合庁舎)の4地域に新設した。

地域防災局は、平常時には、管内市町村の防災対策の支援・指導、防災訓練の実施、自主防災組織や消防団の活性化、企業防災の促進など、地域の防災力向上に積極的に取り組み、災害時には、方面本部として、管内の情報収集や災害応急対策に係る関係機関との各種調整を実施する。

- |  |
|--|
| 防災局——(新)賀茂地域防災局(下田総合庁舎、下田市)<br>—(新)東部地域防災局(東部総合庁舎、沼津市)<br>—(新)中部地域防災局(藤枝総合庁舎、藤枝市)<br>—(新)西部地域防災局(中遠総合庁舎、磐田市) |
|--|

地域防災局の設置場所と管内市町村

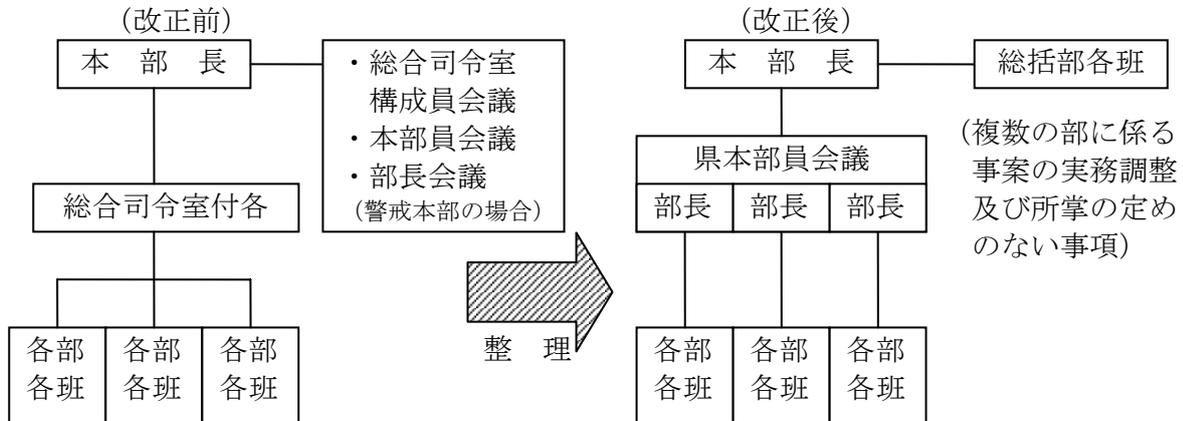


平成17年4月1日現在(57市町村) → 7月1日(45市町) → ⑱4月1日(42市町)

(2) 本部・方面本部の運営方法等の見直し

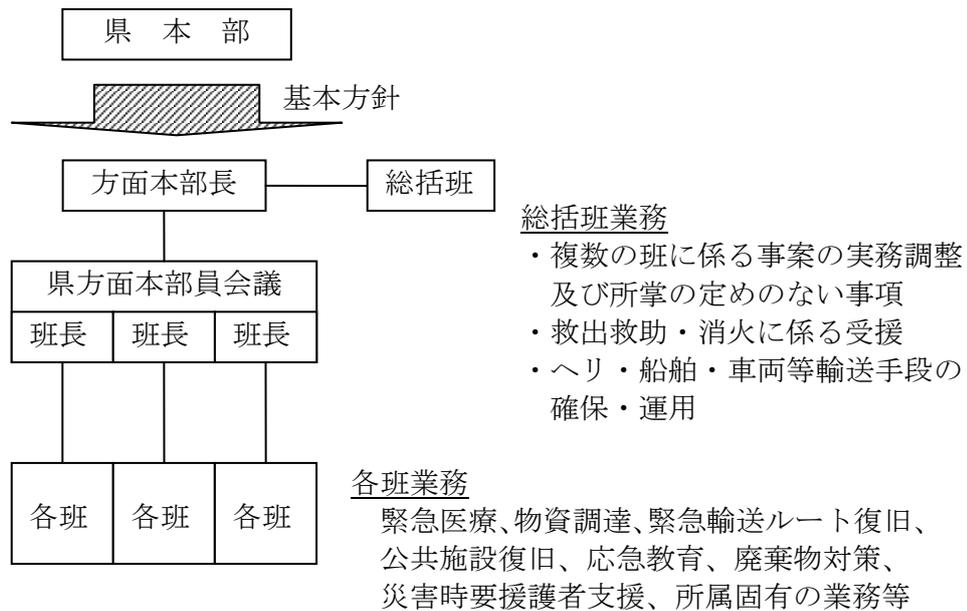
ア 本部

- ・総合司令室構成員による会議及び部長会議を廃止し、部局長で構成する県本部員会議に、本部の意思決定機能を集中する。
- ・本部における指揮命令系統は、本部長→本部員（部局長）→各部各班とする。



イ 方面本部

- ・管内の災害応急対策について、本部の基本方針の下で、自己完結的に実施する体制とする。
- ・方面本部における指揮命令系統は、本部と同様に、方面本部長→方面本部員（出先事務所長等）→各班とする。



## 2 地域防災計画への記述の内容

ページは資料 2 新旧対照表のページを示す。

### (1) 組織改正に伴う名称の修正

「支部」を「方面本部」、「県行政センター」を「地域防災局」、「支部長」を「方面本部長」へ名称を変更する。

主な記載箇所

- 一般対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 31 節突発的災害に係る応急対策計画 (19 ページ)
- 地震対策編 第 4 編地震防災応急対策 第 1 章防災関係機関の活動 (30 ページ～32 ページ)
- 地震対策編 第 5 編災害応急対策 第 1 章防災関係機関の活動 (42 ページ)

### (2) 職員動員及び配備の見直しに伴う修正

職員を第 1 次地震防災応急対策（災害対策）要員及び第 2 次地震防災応急対策（災害対策）要員に区分し、第 1 次地震防災応急対策（災害対策）要員にのみあらかじめ役割を与えていたものを、この区分を廃止し、すべての職員にあらかじめ役割を与えて業務に就かせることを明示する。

主な記載箇所

- 地震対策編 第 4 編地震防災応急対策 第 1 章防災関係機関の活動 41-1 県 (32 ページ)
- 地震対策編 第 5 編災害応急対策 第 1 章防災関係機関の活動 51-1 県 (43 ページ)

# イ 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の作成に伴う修正

## 1 静岡県広域受援計画の概要

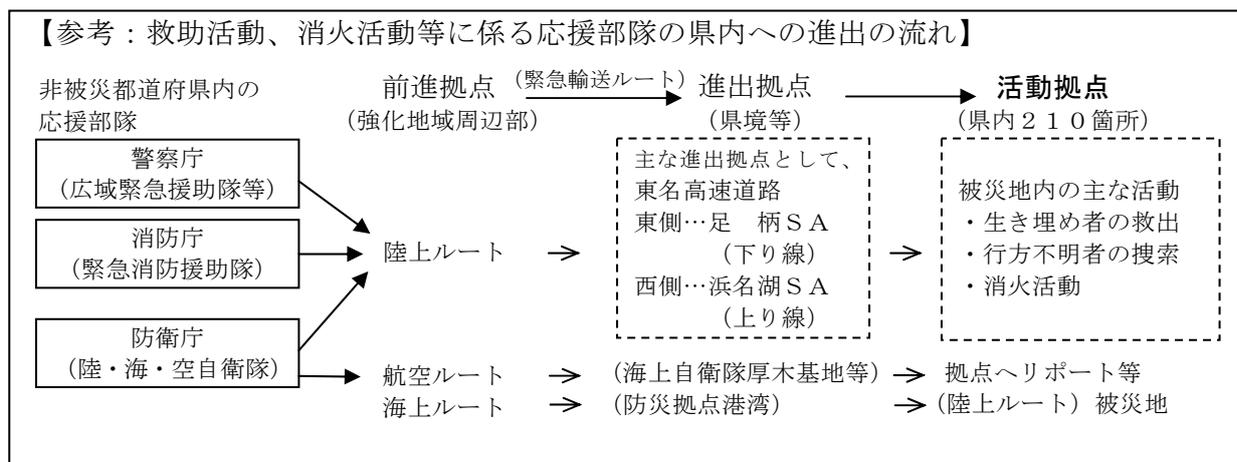
### (1) 基本的な考え方

- ・東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び東海地震発生時に、本県は、本計画に基づき、速やかに国の応援を受け入れ、効率的・効果的な地震防災応急対策及び災害応急対策を実施する。
- ・地震発生後に被害状況が判明した場合には、それに応じて適切に活動内容を変更する。
- ・本計画については、さらに、実働訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町村及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行う。

### (2) 本計画を構成する個別の計画

#### ア 救助活動、消火活動等に係る計画

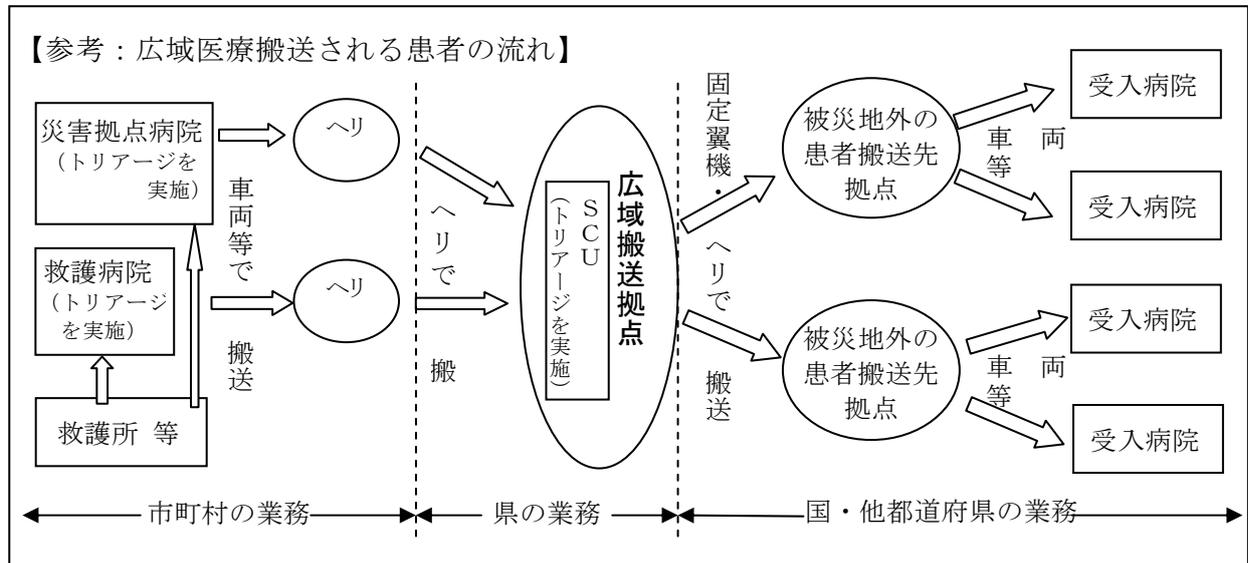
- ・県は、あらかじめ定めた活動拠点において、警察庁、防衛庁及び消防庁の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れる。



- ・県災対本部は、救助活動の円滑な実施のため必要があるときは、国の現地本部と調整の上、サイレントタイムの設定を行うとともに、関係機関に協力を要請する。
- ・国要領に記載された航空管制等については、当面、県が定める「静岡県空域における航空機の安全運航確保マニュアル」により実施する。

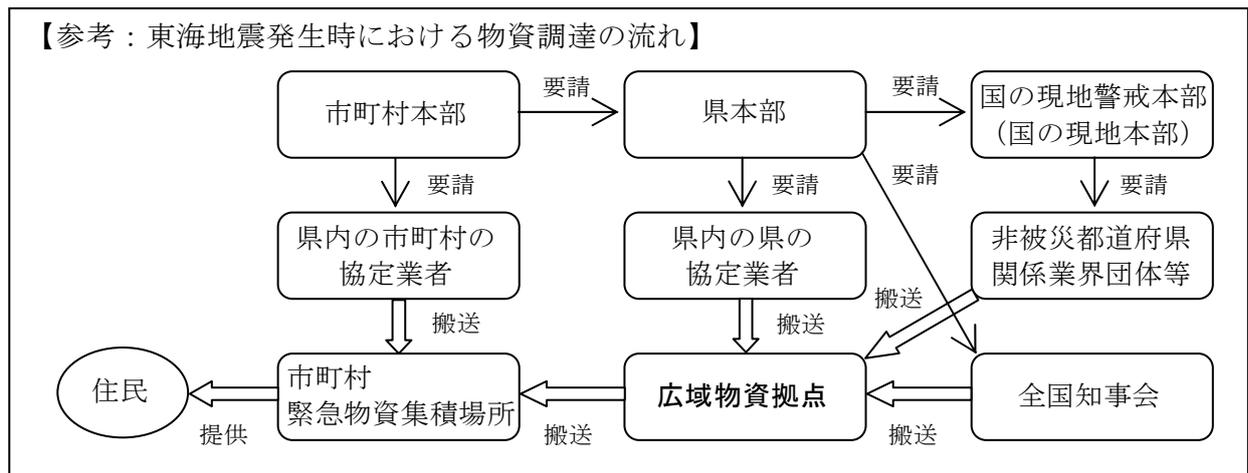
## イ 医療活動に係る計画

- ・東海地震発生時において、重症患者の治療は緊急を要し、発災直後から実施することが必要であることから、県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送するとともに、被災地外からの救護班受入による治療を実施する。



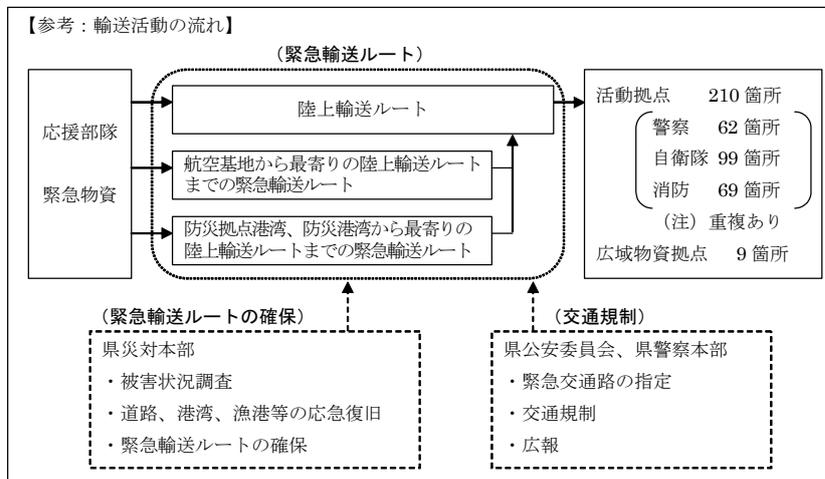
## ウ 物資調達に係る計画

- ・食料、飲料水及び生活必需品等（以下、「物資」という。）については、  
「県民は、平常時より物資の備蓄に努めるものとする。」  
「市町村は、物資が不足している県民に対して、備蓄物資を提供する。」  
こととするが、これらにより対応が困難な場合、県は、県内の民間業者との協定を活用するほか、国要領に基づく国等の広域応援を求めることにより、緊急に必要な物資を調達する。



## エ 輸送活動に係る計画

- ・県は、活動拠点及び広域物資拠点へ、応援部隊や緊急物資を円滑に輸送するための緊急輸送ルート及び緊急輸送活動を定める。
- ・なお、被災地への進出経路については陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて、船舶又は航空機を使用する。



## 2 地域防災計画への記述の内容

※ページは資料2新旧対照表のページを示す。

### (1) 広域受援計画の作成に伴う追加

東海地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」によることを明示する。

主な記載箇所

- 地震対策編 第5編災害応急対策 第4章緊急輸送活動 計画作成の主旨 (46ページ)
- 地震対策編 第5編災害応急対策 第5章広域応援活動 計画作成の主旨 (50ページ)
- 地震対策編 第5編災害応急対策 第10章地域への救援活動 計画作成の主旨 (56ページ)

### (2) 受援体制の見直しに伴う修正

国の現地警戒本部又は現地対策本部が置かれた場合は、静岡県地震災害警戒本部又は災害対策本部は、国の現地本部との連携を図り、適切な対策を実施することを明示する。

主な記載箇所

- 地震対策編 第4編地震防災応急対策 第1章防災関係機関の活動 41-1 県 (32ページ)
- 地震対策編 第5編災害応急対策 第1章防災関係機関の活動 51-1 県 (42ページ)

### (3) 広域受援計画の作成に伴う新たな対策の追加

行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請することを明示する。

記載箇所

- 地震対策編 第5編災害応急対策 第6章災害の拡大防止活動 56-3 人命の救出活動 (55ページ)

## ウ その他

### (1) 静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
全体		<ul style="list-style-type: none"> <li>○静岡県の組織改正に伴う修正</li> <li>○富士山の火山防災計画の追加に係る修正</li> <li>○東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の作成に伴う修正</li> </ul>
第1章 総論	第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生局と国立病院機構の組織改正に伴う修正</li> <li>○経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正</li> <li>○国立病院機構の発足に伴う修正</li> </ul>
	第6節 予想される災害と地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川改修等の進展に伴う表現の修正</li> <li>○原子力対策に関係する市町村の合併に伴う修正</li> </ul>
第2章 災害予防 計画	第1節 河川災害予防計画	○河川改修等の進展に伴う表現の修正
	第2節 海岸保全災害防除計画	○海岸保全施設の整備等の進展に伴う表現の修正
	第9節 通信施設等整備改良計画	○資料の見直しに伴う修正
	第14節 道路鉄道等災害防止計画	○用語の適正化
	第16節 防災のための調査研究	○浸水想定区域図への用語の変更
	第18節 自主防災組織の育成	○対象とする災害の明確化
	第19節 事業所等の自主的な防災活動	(追加) ○地震対策編に合わせるために追加
	第23節 水防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水予報を行う河川に瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川を追加したことに伴う修正</li> <li>○従来の記述を整理し、適切な記述に修正</li> </ul>
第3章 災害応急 対策計画	第2節 組織計画	○災害対策本部設置要領の改正に伴う設置基準の修正
	第3節 応援計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第4節 通信情報計画	○資料の見直しに伴う修正
	第5節 災害広報計画	○自動車運転者に対する広報媒体として道路情報提供装置を追加
	第7節 避難救出計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省令の改正に基づき、災害時要援護者への配慮を追加</li> <li>○従来の記述を整理し、適切な記述に修正</li> </ul>
	第8節 食料供給計画	○農政局の組織改正に伴う修正
	第13節 防疫計画	○法令の改正に伴う修正
	第17節 輸送計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運輸局の組織改正に伴う修正</li> <li>○従来の記述を整理し、適切な記述に修正</li> </ul>
	第24節 応援協力計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第25節 自衛隊派遣要請計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正

章	項目	修正要旨
第3章 災害応急 対策計画	第26節 海上保安庁に対する支援 要請計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第28節 電力施設災害応急対策計 画	○市町村合併に伴う修正
	第30節 伊豆東部火山群の火山災 害対策計画	○富士山の火山防災計画追加に伴う章立ての変更に伴 い削除
	第31節 突発的災害に係る応急対 策計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○連絡先の変更
第5章 伊豆東部 火山群の 火山災害 対策計画 及び富士 山の火山 防災計画	第1節 伊豆東部火山群の火山災 害対策計画	○富士山の火山防災計画追加に伴う章立ての変更に伴 い追加
	第2節 富士山の火山防災計画	○富士山の火山防災計画追加に伴う章立ての変更に伴 い追加
伊豆東部 火山群の 火山災害 対策計画	第1章 主旨	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第4章 災害応急対策	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○災害時要援護者への修正

(2) 静岡県地域防災計画(地震対策編)修正の概要

編	項目	修正要旨
全体		○静岡県の組織改正に伴う修正 ○東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援 計画の作成に伴う修正
第1編 総論	第3章 防災関係機関の処理すべ き事務又は業務の大綱	○厚生局と国立病院機構の組織改正に伴う修正 ○経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正 ○国立病院機構の発足に伴う修正
第2編 平常時対 策	第4章 地震災害予防対策の推進	○公共建築物の耐震性能の公表について追加 ○清掃活動についてマニュアルの改訂に伴う修正 ○がれき・残骸物の処理についてマニュアルの改訂に 伴う修正
第3編 地震防災 施設緊急 整備計画	第3章 地震防災緊急事業五箇年 計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正

編	項目	修正要旨
第4編 地震防災 応急対策	第1章 防災関係機関の活動	○厚生局と国立病院機構の組織改正に伴う修正 ○経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正 ○国立病院機構の発足に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第2章 情報活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第3章 広報活動	○自動車運転者に対する広報媒体として道路情報提供装置を追加
	第5章 緊急輸送活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第7章 避難活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第9章 交通の確保活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第10章 地域への救援活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第5編 災害応急 対策	第1章 防災関係機関の活動	○厚生局と国立病院機構の組織改正に伴う修正 ○経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正 ○国立病院機構の発足に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第3章 広報活動	○自動車運転者に対する広報媒体として道路情報提供装置を追加
	第4章 緊急輸送活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第5章 広域応援活動	○電話番号の変更に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第6章 災害の拡大防止活動	○サイレントタイムに関する記述を追加
	第7章 避難活動	○他の部分の記述と整合を図るための修正 ○中部運輸局の組織改正に伴う修正
	第9章 交通の確保対策	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第10章 地域への救援活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○がれき・残骸物処理に係るマニュアルの改訂に伴う修正 ○法令の改正に伴う修正
	第12章 被災者の生活再建等への支援	○法令の改正に伴う修正
	第13章 県有施設及び設備等対策	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第6編 復旧・復興 対策	第1章 防災関係機関の活動	○厚生局と国立病院機構の組織改正に伴う修正 ○経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正 ○国立病院機構の発足に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第8章 被災者の生活再建支援	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正

## (2) 富士山の火山防災計画の追加

### 1 富士山火山防災計画の基本的な考え方

- ・富士山における噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、平成 16 年 6 月に公表された国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書を踏まえ、主に、富士山が噴火した場合の避難対応について、「富士山の火山防災計画」として一般対策編に追加する。
- ・地域防災計画一般対策編の規定を基本とし、富士山の火山防災対策のために特に定める事項について富士山の火山防災計画に規定することとする。

### 2 計画の対象とする火山現象

- ・計画の対象とする火山現象は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で影響予測範囲が示された火山現象とする。

#### 計画対象とする火山現象

- 噴石
- 溶岩流
- 降灰
- 火砕流・火砕サージ
- 融雪型火山泥流
- 降灰後の降雨による土石流

### 3 計画の対象とする火山現象の影響予測範囲

- ・計画の対象とする火山現象の影響予測範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書に示された各火山現象の影響予測範囲とする。

### 4 避難の考え方

- ・市町長は、火山活動状況に応じて気象庁が発表する火山情報をもとに、住民等に対し避難対応を行う。

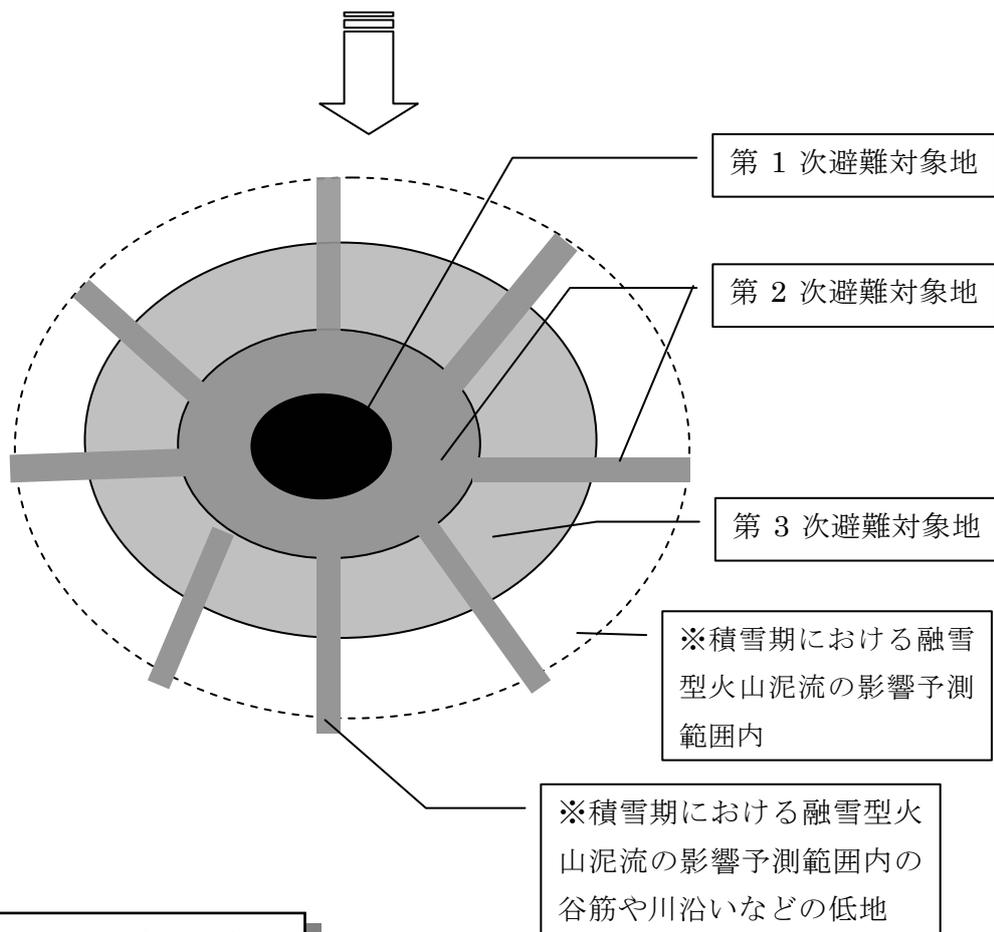
#### 火山情報の種類と発表基準

火山活動状況により気象庁が発表する火山情報の種類と発表基準

種類	発表基準
火山観測情報	火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認めた場合。
臨時火山情報	火山現象による災害について防災上の注意を喚起する場合又は噴火の高まりを示す場合。
緊急火山情報	噴火により、居住地などで重大な人的被害が生じた、あるいはそのおそれがある場合。

- 火山現象の影響予測範囲をもとに、噴火前に避難行動をすべき避難対象地域を3地域に区分し、火山情報の内容により、住民及び一時滞在者の段階的な避難を実施する。

避難行動をすべき地域	
影響予測範囲に基づき、第1次から第3次まで避難対象地域を設定	
第1次避難対象地域	想定火口範囲
第2次避難対象地域	①噴石影響予測範囲 ②火砕流・火砕サージ影響予測範囲 ③溶岩流3時間以内影響予測範囲 <span style="float: right;">} を重ねた範囲</span>
第3次避難対象地域	溶岩流 24 時間以内影響予測範囲から第1次避難対象地域及び第2次避難対象地域を除いた範囲

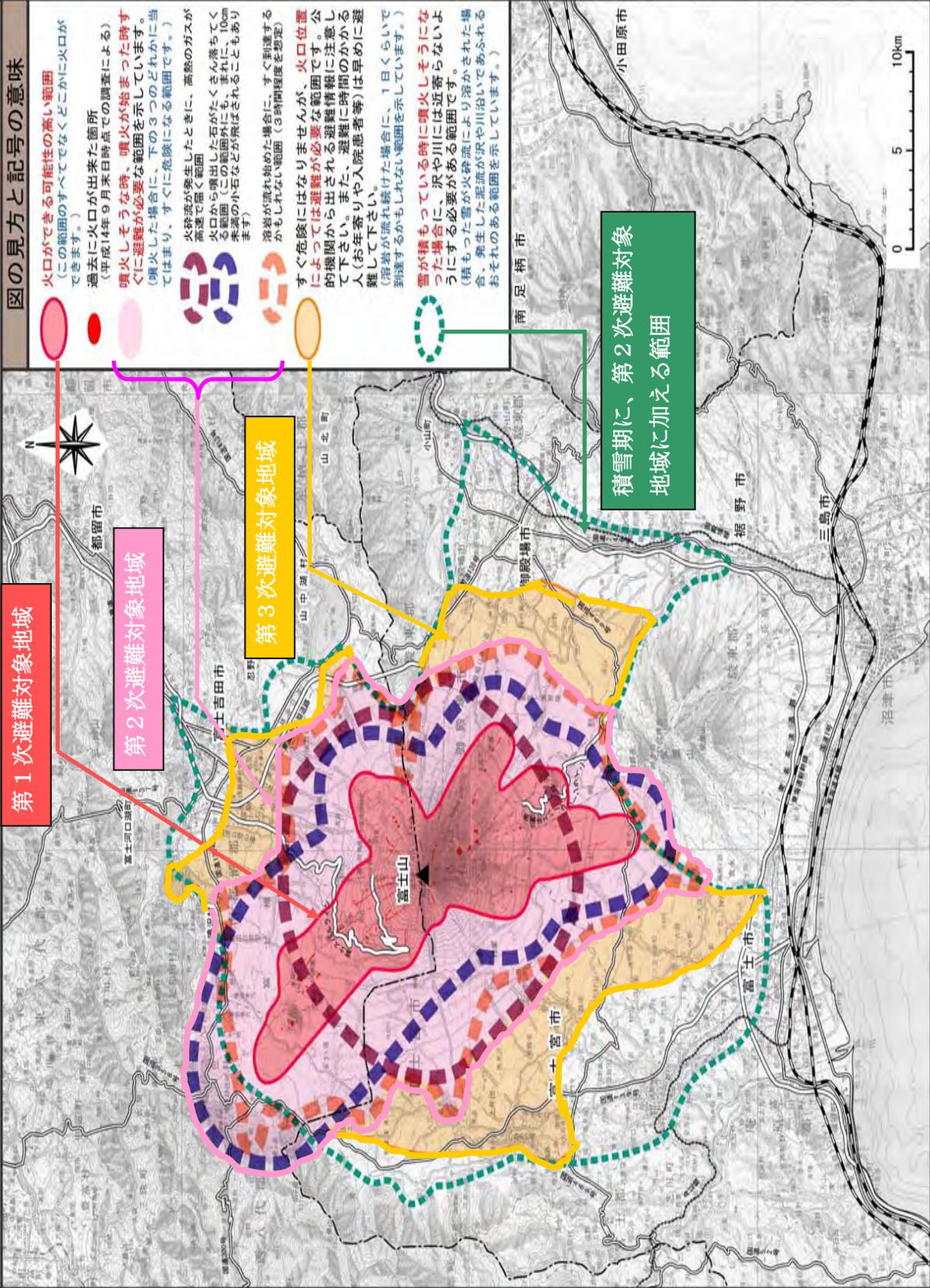


## 5 地域防災計画への記述の内容

ページは資料2新旧対照表のページを示す。

従来、一般対策編 第3章災害応急対策計画に位置付けられていた伊豆東部火山群の火山災害対策計画と合わせて、新たに第5章伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画を興し、富士山の火山防災計画を一般対策編の別編として位置付ける。(21 ページ)

ここに着色されているすべての範囲が、同時に危険になるわけではありません。  
 [仮に富士山が噴火した場合に、落岩流・噴石・火砕流などの影響がおよぶ可能性の高い範囲を、すべて重ねて描いたものです。]



第1次避難対象地域

第2次避難対象地域

第3次避難対象地域

積雪期に、第2次避難対象地域に加える範囲

図の見方と記号の意味

-  火口ができる可能性の高い範囲  
 (この範囲のすべてでなくどこかに火口ができます。)  
 過去に火口が出来た箇所  
 (平成14年9月末日時点での調査による)
-  噴火しそうな時、噴火が始まった時すぐに避難が必要な範囲を示しています。  
 (噴火した場合に、下の3つのどれかに当てはまり、すぐに危険になる範囲です。)
-  火砕流が発生したときに、高熱のガスが高速で動く範囲  
 火口から噴出した石がたくさん落ちてくるとこの範囲に落ちる可能性があります(火砕流の小山などが飛ばされることもあります)
-  溶岩が流れ始めた場合に、すぐ到達するかもしれない範囲(3時間程度を想定)
-  すぐ危険にはなりませんが、火口位置によっては避難が必要な範囲です。公的機関から出される避難情報に注意して下さい。また、避難に時間のかかる人(お年寄りや入院患者等)は早めに避難して下さい。
-  雪が積もっている時に噴火しそうなようになった場合に、沢や川には近寄らないようにする必要があります。  
 (積もった雪が火砕流により溶かされた場合、発生した泥流が沢や川沿いであふれるおそれがあります。)

南足柄市  
 小田原市  
 裾野市  
 三島市  
 沼津市

## 火山活動の状況に応じた避難対応

火山活動の状況 及び 火山情報	避難対象地域	市町長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して (登山客、観光客等)
			(災害時要援護者)	
火山活動への注意を喚起する「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域	—————	—————	当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の高まりを示す「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
	第2次避難対象地域	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象地域	—————	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象地域	第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
	第3次避難対象地域	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)		当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表された後に噴火し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基つき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。		
	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基つき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		
	第3次避難対象地域	—————	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象地域	—————	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。

噴火の高まりを示す「臨時火山情報」又は噴火の可能性が高まった「緊急火山情報」が発表されずに噴火し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所にに基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)	
	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所にに基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象地域	—————	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)
溶岩流が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第3次避難対象地域の内、溶岩流の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を行う。	
	溶岩流の流下状況により、溶岩流の影響が第3次避難対象地域を越えることが予測される地域	避難勧告又は指示を行う。	
降灰が発生し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	降灰が予想される地域	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。	
	大量の降灰(概ね30cm/日)が予想される地域	避難勧告又は指示を行う。	

### (3) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

#### ア 市町合併に伴う修正

##### 1 修正の趣旨

###### (1) EPZ修正の主旨

市町合併\*による市町域の変更に伴い、「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)を修正する。

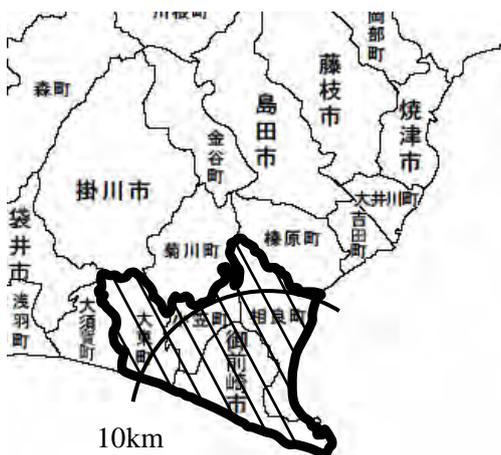
現地域防災計画(原子力対策編)においては、EPZを旧関係1市3町の全域としているが、市町合併により市町域が拡大することから、原子力安全委員会が防災指針においてめやすとしている、浜岡原子力発電所から概ね10kmの範囲とする。

\* 平成17年1月17日 小笠町、菊川町が合併し、菊川市誕生

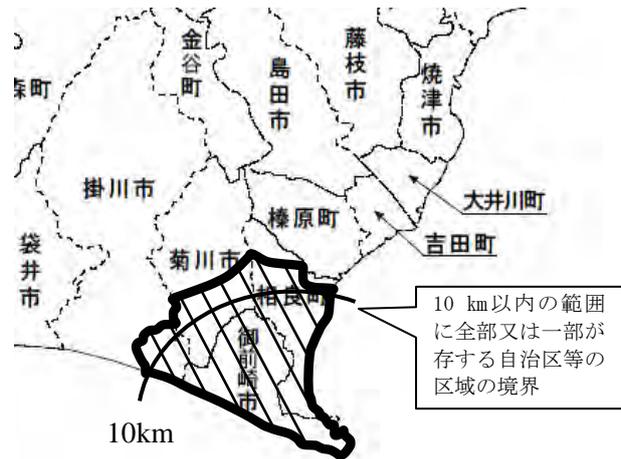
平成17年4月1日 掛川市、大東町、大須賀町が合併し、掛川市誕生

##### 【参考図】

(現行)



(修正後)



###### (2) EPZ (Emergency Planning Zone) とは

EPZは、基本的に、万が一、発電所から放射性物質及び放射線の異常放出があった場合、その影響は発電所からの距離に応じて逡減することから、その範囲外であれば屋内退避や避難等の防護対策をとる必要がない、という距離で発電所を中心に範囲を設定するものとされている。(原子力安全委員会の防災指針 EPZのめやす：発電所から約8～10km)

EPZ内において、万が一の原子力災害から住民の生命と財産を守るため、県及び関係市町が行うべき施策には、

周辺住民等への迅速な情報連絡手段の確保、

緊急時環境放射線モニタリング体制の整備

防災資機材の整備

屋内退避・避難等の方法の周知

避難経路及び場所の明示

等がある。

## 2 地域防災計画の記述への主な内容

※ページは資料2新旧対照表のページを示す。

### (1) 市町名の修正

小笠町を菊川市、大東町を掛川市に修正する。

(63ページ～66ページ)

### (2) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の修正

従来、「関係市町の全域」としていたものを、「関係市町において、浜岡原子力発電所から半径10km以内の範囲に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとする。」に修正する。

(63ページ～66ページ)

## イ その他

### 静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
全体		○市町合併に伴う市町名の修正
第1章 総則	第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○厚生局と国立病院機構の組織改正に伴う修正 ○経済産業局と産業保安監督部の組織改正に伴う修正 ○国立病院機構の発足に伴う修正 ○市町合併による消防本部の組織改編に伴う修正
第2章 原子力災害 予防対策	第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	○市町合併に伴う用語の修正
第3章 原子力災害 応急対策	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	○市町合併に伴う用語の修正 ○厚生局と国立病院機構の組織改正に伴う修正